

令和7年5月21日 開会
令和7年5月21日 閉会
第 13 回
(通算第 239 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

2 場所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

第		13 回吉賀町農業委員会会議録			
招集年月日		令和7年5月21日			
招集の場所		吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室			
応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達			
		2番 河上 政義		3番 森下保	
		4番 田村 薫平		5番 尾崎 勝典	
		6番 米田 浩司		7番 橋本 修治	
農地利用 最適化 推進委員	農地利用 最適化 推進委員	8番 河野 雅俊		9番 藤井 和子	
		10番 見川 恒栄		11番 山根 里馬	
		河口 貴哉		菊池 美和	
		齋藤 一政		杉ノ内 孝太	
		澄川 敦馬		田中一成	
		田淵 文雄		右田 巧	
		本廣 順保		安永 桂	
		米田 銀次郎			
不応招委員		なし			
出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達			
		2番 河上 政義		4番 田村 薫平	
		5番 尾崎 勝典		6番 米田 浩司	
		7番 橋本 修治		8番 河野 雅俊	
農地利用 最適化 推進委員	農地利用 最適化 推進委員	9番 藤井 和子		10番 見川 恒栄	
		11番 山根 里馬			
		菊池 美和		齋藤 一政	
		田中一成		田淵 文雄	
		右田 巧		本廣 順保	
		安永 桂		米田 銀次郎	
欠席委員	農業委員	3番 森下保			
農地利用 最適化 推進委員	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉		杉ノ内 孝太	
		澄川 敦馬			
欠 員		なし			
本回の議長		会長 齋藤学			
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央			
開 会		議長は 9時00分 開会を宣告			
閉 会		議長は 9時40分 閉会を宣告			
本回提出議案及び日程		別紙のとおり			
議事録署名委員の指名		田村 薫平 尾崎 勝典			
会期の決定		令和7年5月21日			
開 議		令和7年5月21日			
備 考					

第 13 回農業委員会
(通算第 239 回)

令和7年5月21日

吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

事務局	本日の欠席の方は、森下さん、澄川敦馬さん、杉ノ内さんで、河口さんは連絡はいただけていないのですが、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。 それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
議長	議事録署名委員として田村委員、尾崎委員を指名します。 議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案第1号について説明します。 非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。 1番ですが、農地の所在は立河内●番、地目 畑、面積 208 m²です。所有者は●さんです。非農地の事由は昭和 25 年頃より居宅が建っておりその後農業用倉庫として使用しているため農地への復旧は困難であるためです。 非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。 以上よろしくお願いします。
議長	今、事務局の方から説明がありましたように、この非農地の農地につきまして3名の方の現地の確認を行っていただきたいと思います。 それでは、ご指名を申し上げます。1名の方、河上委員さん、田中委員さん、河口委員さん、この3名で現地の方を確認して、事務局の方に報告をしていただきたい、と思います。よろしいでしょうか。 よろしくお願いします。 それでは、同じく第1号議案2番の方に移りたいと思います。白谷の案でございます。事務局説明お願いいたします。
事務局	次は2番ですが農地の所在は白谷●番、地目 田、合計面積 1515 m²です。所有者は●さんです。非農地の事由は、かねてよりこの農地に水が流れ出て完全に乾かず耕作ができない。さらにイノシシに溝をつぶされ農地への復旧は困難であるためで

議 長	す。 それでは、議長から 3 名の委員さんの指名をお願いします。 それでは 3 名の委員さんをご指名いたします。 お 1 人目が田村薫平さん、それから齋藤一政さん、これから河野（かわの）さん、この 3 名の方で現地を確認して事務局の方に報告していただき、次の総会でどなたか代表者に報告をしていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは引き続きまして、議案第 2 号に移りたいと思います。農地法 3 条の規定による許可申請が提出されておりますので事務局説明をお願いします。
事務局	1 番について説明します。 農地の所在は木部谷●、地目が田、面積は 1605 m²です。 譲渡人は●さん広島市の方、譲受人は●さん、木部谷の方です。 今回の申請地の場所は木部谷の河内神社の近くにある農地で、無償譲渡されるそうです。 ●さんは、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、コンバインなどを所有されています。 ●さんは現在、木部谷で耕作されており、今後も変わらない農作業の方法で農業経営を行うので、周辺への影響はないとのこと。 以上ご審議をお願いします。
議 長	それでは、議案第 2 号 1 番につきまして現地の方、河野（かわの）委員さんに見ていただいておりますので、ご報告をお願いします。
河野雅俊委員	おはようございます。現地は、もう 10 年以上●さんが作られておりまして、家の付近というのもあるのと、自分の所有地に挟まれている圃場です。なので、何ら、説明があった通り問題ないです。出し人さんも受け人さんも両方問題ない、という事でした。以上です。
議 長	ありがとうございました。 それでは、第 2 号議案 1 番につきまして皆さんの意見を受けたいと思います。ご意見のある方挙手をもってお願いします。 無いようですが、裁決の方に移らせていただいてよろしいでしょうか。 第 2 号議案 1 につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので認可承認されました。 それでは第 2 号議案の 2 番、真田の案件につきまして事務局説明をお願いいたし

事務局	ます。 2 番について説明します。 農地の所在は真田 29 番ほか、合計 4 筆、合計面積は 1286 m²です。 譲渡人は●さん広島市の方、譲受人は●さん、真田の方です。 今回の申請地の場所は真田のポケットパークから国道を挟んで山側の約 150m のところにある農地で、有償譲渡だそうです。空き家と農地を譲り受け、全部で 67 万 4 千円だそうです。 ●さんは、ここの農地でブルーベリーなどを栽培されるそうです。機械は管理機を借りて行うそうです。 以上ご審議をお願いします。
議 長	はい、それでは現地を米田浩司さんに見ていただいておりますので、お願いします。
米田浩司委員	おはようございます。本人とはなかなか会えずに、まだ住んではいないんですが、電話でお話しして、家と畑と田んぼなんですけど、田んぼは既に畑地のようになっていて、それで家に引っ付いた形で、水等は全然関係ないと思います、水路も手前にあります。本人も自治会にも参加して、ずっと頑張っていくとのことでしたので問題ないと思います。以上です。
議 長	ありがとうございます。現地の方も、何ら問題ないだろうというご意見でございます。それでは、皆さんの意見を伺いたいと思います。ご意見の有る方、挙手をよろしくお願いします。 ございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。 第 2 号議案 2 につきまして、賛成の方の農業委員の挙手を求めます。 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、認可承認されました。 以上、承認項目 2 項目は終了させていただきます。 それでは、報告事項についてに移らせていただきます。 農地施行規則第 29 条第 1 項に規定します農業用施設に供する場合の届出に付いて事務局説明をお願いします
事務局	この届出は、自分で耕作する農地に 200 m²未満の農業経営施設を建設する場合の届出となります。農地転用の許可はいりませんが、農地の転用届を出していただきます。この度その届が出されたので報告します。 農地の所在は蓼野●番、現況畑、農地の面積は 153 m²、届出人は●さん、六日市

	の方、農業用倉庫の面積は 18.6 m²で敷地の面積は 153 m²です。 この倉庫はすでに建っており、事後報告となります。
議 長	それでは報告の 1 番は以上のような事です。報告事項 2 番でございます。非農地の交付申請書、先月の総会にて出ました●さんの案件でございますが、現地確認しておりますので、河野達委員さんに説明をお願いしたいと思います。
河野委員	先月の総会の後、見川委員さんと菊地委員さんと私の 3 名で申請地の確認をしました。申請地は●さんの蓼野の実家の裏山にありまして、●さん自身は六日市に居住しております。今の実家の方は借家として貸し出しておる状況です。それで、申請地は条件的にも悪いので、これを復元しても、なかなか継続は難しいという事で、非農地という事を承認しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。現地の方は河野達さんから報告があった通りでございます。 報告事項の 3 番目でございますけど、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について事務の公表について説明をお願いします。
事務局	昨年 1 年間の農業委員会で行ったことをまとめましたので、吉賀町の H P に掲載して県に報告しますので、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。 《事務局説明》
田淵委員	遊休農地の解消に、法人化、集積する事によって遊休農地が解消されるような説明がありましたが、遊休農地そのものが、農地として非常に条件の悪い農地であるがゆえに遊休農地になっていると思うんですよ。 で、これらを集積することによって遊休農地が解消されるとは考えにくいんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。
議 長	今、田淵委員さんからお話があったところなんですが、実際問題として、この集積及び法人化というのは、その遊休農地をなんとか出ない様にもっていこう、そういった考え方のも含めて設立し、行動しとるという状況ですので、できれば、その中で多面的機能とか、そういった事業を通してですね利用すれば、日当も出るし、必ずその集落の草刈りとか何とかいうのはやらなきゃいけないんですけど、まあそういった物を利用しながらでも努めて耕作放棄地等々は除外していきたい、というような考え方で進めておるところではあるんですけど。まあ、100 点はなかなか

田淵委員	取り辛いところもあるんですけど、正直なところ。私がやっとなる担当の所でも、すでに田んぼで危ないのが出てきとるんですけど、まあ何とか解消に繋げていこうか、とは思っておるんですけど。すぐには解決はしませんけど、少しずつでも、その辺の解消をできるような組織作りをやっていきたい、いう風に思っているところです。 組織としてですね、遊休農地を抱えることによって、その組織自体がものすごく負担になるんですよ。組織自体が実際高齢化しております。で、遊休農地そのものは、機械化できない、大きい機械を搬入する事ができないような農地がゆえに遊休農地になってると思うんですね。だからそのあたりは、例えば用水路の問題もあるかと思いますが、その辺りは町としてはどのような考えを持っておられますか。
堀田課長	はい、圃場整備事業を今進めてますけど、小さい田んぼを大きくすることによって遊休農地を取り込んで大きい農地に繋げる、といった圃場整備事業もございます。 その際に水路とかといった事も解消出来るかという事で、小さい所をなかなか解消する事にはなりませんけど、地域がまとまって話がつけば、圃場整備事業等も今、負担が無いような状況で出来たりする事業もありますので、そういった所を取り込みながら遊休農地を解消したい、と、これはあくまでも目標になりますけど、そういった考えで進めていきたい、いう風に思ってます。
議 長	以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。 午前 9 時 4 0 分閉会